

介護予防訪問看護重要事項説明書

【大垣市訪問看護ステーション】

当事業所は利用者に対して指定介護予防訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意していただきたいことを次の通り説明します。

1 事業者（法人）の概要

名称・法人の種類別	社会福祉法人 大垣市社会福祉協議会
代表者氏名	会長 今川 喜章
所在地	岐阜県大垣市馬場町124
連絡先	電話：0584-78-8182 F A X：0584-81-6200
設立年月日	昭和50年3月14日

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	大垣市訪問看護ステーション
所在地	岐阜県大垣市今宿5-1-4 在宅福祉サービスステーション内
連絡先	電話：0584-81-3337 F A X：0584-78-0788
事業所番号	2162190017
管理者氏名	早崎 会里果
指定年月日	平成8年6月20日

(2) 事業の目的

在宅療養者の保健衛生の向上と福祉の増進を図るため、主治医の指示に基づき、療養者の家庭における療養生活を支援し、必要な看護及び指導を行う。

(3) 当事業所の運営方針

「(2) 事業の目的」を達成するため地域との結び付きを重視し、関係行政機関、地域の医療、保健及び福祉サービスとの密接な連携に努める。

3 事業実施地域及び営業時間

(1) 事業の実施地域 大垣市、養老町、輪之内町、神戸町、安八町の区域とする。

(2) 営業日・営業時間

営業日	国民の祝日に関する法律に規定する日、12月29日から12月31日までの日、並びに1月2日及び1月3日を除き月曜日から金曜日までとする。
営業時間	午前8時30分から午後5時15分

※終末ケアを必要とする利用者等からの緊急の申し出により訪問看護を行う場合はこの限りではありません。

4 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定介護予防訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置します。

	常 勤	非 常 勤	常 勤 換 算	備 考
管 理 者 ・ 看 護 師	1		1	
看 護 師	5	2	6.6	
理 学 療 法 士 等	3		3	

常勤換算：職員それぞれの週の勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の職員が5名いる場合 （8時間×5名÷40時間＝1名）

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

利用者の主治医が発行する訪問看護指示書に基づき看護師等がサービスを提供します。

(1) 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- ・病状観察 ・清拭 ・洗髪 ・褥瘡の処置 ・体位変換
- ・カテーテル等の管理 ・リハビリテーション ・食事介助 ・排泄介助
- ・認知症患者の看護 ・家族の介護指導等 ・その他必要な療養上の世話

(2) 介護保険対象サービス

利用料の額は、厚生労働大臣の基準によるものとし、利用者負担金は原則として各利用者の基本利用料に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた金額とする。料金については、別紙 料金表 参照

(3) 医療保険給付によるサービス

後期高齢者医療制度、健康保険法に基づく訪問看護は利用者1人につき週3日を訪問の限度とする。ただし、厚生大臣が定める疾病等の利用者は訪問回数の制限はありません。料金については、別紙 料金表 参照

(4) その他の費用

料金については、別紙 料金表 参照

(5) 利用料金の支払い方法

当月の利用料を、毎月翌月28日に口座振替の方法で支払うものとする。なお、これにより難しい場合は別の方法による。

6 サービスの利用に関する留意事項

(1) 利用者は「5. 当事業所が提供するサービス利用料金」で定められた以外の業務を事業者へ依頼することはできません。

(2) 介護予防訪問看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者は介護予防訪問看護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

(3) 介護予防訪問看護サービス実施のために必要な備品等（水道・電気・ガスを含む）は無償で使用させていただきます。

(4) 介護予防訪問看護サービス実施にあたって、複数の看護師等が交替してサービスを提供します。

7 虐待の防止

利用者の人権を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待防止に必要な措置を講じます。

8 苦情の受付

(1) 苦情・相談受付

苦 情 申 出 窓 口	社会福祉法人 大垣市社会福祉協議会 住所：大垣市馬場町124 電話：0584-78-8181
苦 情 解 決 責 任 者	大 橋 奈麻輝（社会福祉協議会事務局長）
苦 情 受 付 担 当 者	小 倉 隆 司（社会福祉協議会経営企画課長）
第 三 者 委 員	廣 瀬 好 男（連絡先 81-2869） 平 下 和 代（連絡先 058-272-3872） 大 野 耕 司（連絡先 058-278-3602）

(2) 苦情解決の方法

苦 情 受 付	面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。また、第三者委員に直接苦情を申し出ることが出来ます。
苦 情 受 付 の 報 告 、 確 認	苦情受付担当者が受けた苦情は、苦情解決責任者と第三者委員に報告いたします。ただし、苦情申出人が、第三者委員への報告を拒否された場合は、その報告は行いません。 また、第三者委員は、苦情の内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨の通知を行います。
苦 情 解 決 の た め の 話 し 合 い	苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いによる話し合いは、次により行います。 ア 第三者委員による苦情内容の確認 イ 第三者委員による解決案の調整、助言 ウ 話し合いの結果や改善事項の確認

(3) 解決が困難な苦情についての窓口

本事業所で解決できない苦情の相談	岐阜県社会福祉協議会内運営適正化委員会 住所：岐阜市下奈良2-2-1 電話：058-278-5136
------------------	--

(4) 行政機関その他苦情受け付け機関

大 垣 市 役 所 高 齢 福 祉 課	住所：大垣市丸の内2-29 電話：0584-81-4111
養 老 町 健 康 福 祉 課	住所：養老町高田798 電話：0584-32-1100
安 八 郡 広 域 連 合	住所：安八郡中須410-1 電話：0584-63-2050

9 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は協力医に連絡し必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

10 損害賠償について

事業者の責任により利用者に生じた損害については、全国訪問看護事業協会 訪問看護事業総合補償制度 訪問看護事業者賠償責任保険により補償いたします。

11 その他

当事業所は看護師・理学療法士・作業療法士等の学生、または他職種の臨地実習受け入れ施設として協力をしております。看護師等の教育の必要性をご理解いただき、ご協力をお願い致します。

令和 年 月 日

指定介護予防訪問看護サービス提供開始に際し本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

担当者： _____ (印)

住 所 岐阜県大垣市馬場町 124

事業者名 社会福祉法人 大垣市社会福祉協議会

代表者名 会 長 今 川 喜 章 (印)

大垣市今宿 5-1-4 在宅福祉サービスステーション内

大垣市訪問看護ステーション

電話番号 (0584-81-3337)

本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け指定介護予防訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

住 所 _____

利用者氏名 _____

(印)

代理人住所 _____

代理人氏名 _____

(印)